

天童市建設工事等最低制限価格制度実施要綱

令和4年2月21日

告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により最低制限価格を設けて競争入札の落札者を決定することについて、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事及び業務委託)

第2条 最低制限価格を設定する工事及び業務委託は、競争入札に付する次に掲げる工事及び業務委託とする。ただし、最低制限価格を設定することが不相当であると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格が200万円を超える建設工事
- (2) 予定価格が200万円を超える測量業務、建築設計業務、土木設計業務、地質調査業務及び補償業務

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格の設定は、天童市事務決裁規程（平成5年市訓令第2号）別表第1に掲げる予定価格の設定に係る専決者が行うものとし、当該設定に係る事務は、総務部財政課において行う。

2 最低制限価格の算定は、予定価格の基礎となった費用に市長が別に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数は切り上げる。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した最低制限価格が次の各号に掲げる工事及び業務委託の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額を最低制限価格とする。

- (1) 建設工事 入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に100分の92を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (2) 測量業務 入札書比較価格に100分の82を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (3) 建築設計業務 入札書比較価格に100分の81を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (4) 土木設計業務 入札書比較価格に100分の81を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (5) 地質調査業務 入札書比較価格に100分の85を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (6) 補償業務 入札書比較価格に100分の81を乗じて得た額（1円未満切捨て）

4 第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した最低制限価格が次の各号に掲げる工事及び業務委託の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、当該各号に定める額を最低制限価格とする。

- (1) 建設工事 入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額（1円未満切上げ）
- (2) 測量業務 入札書比較価格に100分の60を乗じて得た額（1円未満切上げ）
- (3) 建築設計業務 入札書比較価格に100分の60を乗じて得た額（1円未満切上げ）
- (4) 土木設計業務 入札書比較価格に100分の60を乗じて得た額（1円未満切上げ）
- (5) 地質調査業務 入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額（1円未満切上げ）
- (6) 補償業務 入札書比較価格に100分の60を乗じて得た額（1円未満切上げ）

（入札参加者への周知）

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 最低制限価格制度の適用があること。
- (2) 最低制限価格を下回る価格での入札は、失格となること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

2 最低制限価格は、入札後に公表するものとし、公表の方法等については、別に定める。

（落札者又は落札候補者の決定）

第5条 入札執行者は、入札の結果、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者がいた場合には、当該入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。

（入札の不調）

第6条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札を不調とする。

（入札調書への記載）

第7条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、入札調書の備考欄に失格と記載するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に入札公告又は指名通知を行う入札については、なお従前の例による。